

平成31年3月26日

平成30年度第12回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成 3 1 年 3 月 2 6 日 (火) 午前 9 時 3 0 分

場所 美浦村役場 3 階委員会室

日 程

1 . 開会

2 . 教育長あいさつ

3 . 付議事項

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 平成 3 0 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について |
| 議案第 2 号 | 平成 3 1 年度美浦村学校評議員の委嘱について |
| 議案第 3 号 | 平成 3 1 年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師の委嘱
について |
| 議案第 4 号 | 平成 3 1 年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について |
| 議案第 5 号 | 平成 3 1 年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について |
| 議案第 6 号 | 美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて |
| 議案第 7 号 | 美浦村社会教育指導員の委嘱について |
| 議案第 8 号 | 美浦村立児童館管理規則の一部を改正する規則 |
| 議案第 9 号 | 美浦村放課後児童クラブ実施規則の一部を改正する規則 |

4 . 報告事項

- | | |
|---------|------------------------------|
| 報告第 1 号 | 美浦村適応指導教室指導員の任命について |
| 報告第 2 号 | 美浦村立小学校あり方検討委員会第 4 回開催結果について |
| 報告第 3 号 | 平成 2 9 年度点検・評価報告書について |
| 報告第 4 号 | 平成 3 1 年度美浦村一般会計予算について |

5 . その他

6 . 閉会

議案第1号

平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

議案第2号

平成31年度美浦村学校評議員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村立学校管理規則（昭和48年教委規則第2号）第17条の2第3項に基づき、平成31年度美浦村学校評議員を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第3号

平成31年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村立学校管理規則（昭和48年教委規則第2号）第18条に基づき，平成31年度美浦村学校医，学校歯科医，学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第4号

平成31年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

平成31年度美浦村少人数指導非常勤講師の委嘱について

美浦村少人数指導非常勤講師取扱要綱（平成17年4月1日施行）第2条に基づき、美浦村少人数指導非常勤講師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第5号

平成31年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

平成31年度美浦村立中学校非常勤講師の委嘱について

美浦村立中学校非常勤講師取扱要綱（平成24年4月1日施行）第2条に基づき、美浦村立中学校非常勤講師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第6号

美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

議案第6号別紙

◇美浦村教育振興基本計画 H26(2014)年～H35(2023)年【施策体系】

村民や村内企業等が講師となり、希望する団体への学習機会を提供する「まちづくり出前講座」への講師登録、及び「地域未来塾」や「訪問型家庭教育支援事業」といった地域の人材を活用した事業への参加を促進する。

No.	教育目標	教育施策	教育計画	教育計画(見直し案)	教育計画(事務局案)	主な取組
1-1-1	教育全般の充実と質的向上を実現 教育目標1 することでおこしと村づくりを実現する	美浦村で子どもを生き、子育てを生きの深い教育を受けることで心身ともに健康な子に育つことを村の魅力にする。	計画1 自然に恵まれた美浦村の教育環境と地域の教育力を活かした独自の教育を行う。	計画1	計画1	・MEHO STEPの実施 ・安中の論平縄文土器まつりへの参加 ・遊業工事、豆類設備設置の完了等学校施設、ICT環境の整備による教育環境の充実 ・さつま亭の昼過ぎやさつま亭裏の体験をする ・プラントで丘や野原を栽培する ・論平貝塚の自然教室 ・幼稚園、保育所の付近や光と風の丘公園、城山公園、兼高苑等に散歩にかけける ・地域交流館の開設により、子育て支援センターを併設。子育て広場事業、利用者支援事業、ファミリーサポート事業を充実。未就学児の親子を対象とした子育て支援を行い、美浦村で生き育つことの魅力の向上につながるよう努めている。地域産品直売所とともにイベントを開催するなど、多世代交流や地域産品紹介による地域での教育が行われている。
1-1-2			計画2 社会力を育てる教育に対する社会全般の評価を高める。	計画2	計画2	「0歳から90歳までの社会力育て」について各事業の様子等を広報紙やホームページで紹介し、周知を図る
1-2-3		教育施策2 幼保一元化を実現し子ども園にする。	計画3 保育所と幼稚園を統合し美浦村子ども園にする。	計画3	計画3	・幼保小連携のための授業参観、情報交換会の実施。 ・幼児教育研修会の実施 H23年度保育所長強化検討委員会での報告書作成「継続的に審議必要」
1-2-4			計画4 子ども園と小学校教育の連携・接続を密にする。	計画4	計画4	・幼保小連絡協議会の実施 ・幼保小連携推進活動の実施(幼保交流会、幼保小交流会、相互授業参観、新入児童交流会、幼保小連絡会)
					計画4-2 保育所・幼稚園・中学校の交流・連携・接続を図る仕組みを推進する。	
1-3-5		教育施策3 楽しい授業を実施し学力の向上と社会力の育成を図る。	計画5 ノーテレビ・ノーゲーム運動を継続し徹底する。	計画5	計画5	3年サイクルの事業計画とし、種別及びしおりの事業、のびのり作成、講演会の開催、長期休業中のチャレンジシートを実施する。 年長、年中、年少組それぞれの年齢に応じた目標を立て取り組んでいる。(マナーアップカード)
1-3-6			計画6 ICT機器の活用を深める。	計画6	計画6	・電子黒板、タブレットを活用した授業の実施 ・ICT活用事例集の作成、ICT支援員の活用
1-3-7			計画7 「選書会」や「読み合い」などの新しい試み続ける。		計画7 選書会やスタンプラリー、絵本バック貸出等の読書推進イベントを行う。	年長児の和太鼓演奏、年中児のリズム運動…協働性、目標に向かって頑張ること・満足感を味わわせる。 選書会や読み合いの継続実施・保育園、幼稚園、小学校、中学校での選書会の実施 ・木原小での起業体験学習(キャリア教育)の実施 ・安中小での縄文太鼓クラブ、ゴルフ同好会の活動

1-3-8			おんぶ・だっこ運動やチーム弁論大会などを始め社会力のさらなる向上を目指す。	計画8	おんぶ・だっこ運動は実施していないのであれば削除した方がよいのでは。	計画8	からのふれ合いを大切にした交流や意見交換などにより他者の存在を実感することで社会力のさらなる向上を目指す。	社会力の向上の視点で地域ボランティア活動や子育て支援センター子育て広場事業に取り組んでいる。	
								・中学生との交流を通してスキップを図る。 ・中学生が運動会ボランティアとして協賛の準備、片づけ等職員への補助を行っている	
								・高齢者との交流を通しておんぶ・だっこなどのスキップを図る ・保育を志す高校生等のボランティアを受け入れ、子どもたちとの交流を図っている	
1-3-9			小中学校の総合的な学習の時間を「社会力育成科」としてカリキュラム化し、小学校から中学校まで一貫して社会力育成を進める。	計画9	計画9	計画9		MHO STEPIに基づいた活動	
1-3-10			「美浦村教育指導読本」を作成し、美浦村の教育の独自性と美浦村の教員としてのあり方や指導方法などを具体的に示す。	計画10	計画10	計画10		「学校教育の手引き」を作成している。	
1-3-11			教育委員会が企画し開催する教育研修（「楽しく教えるための教師塾」）を行い教員の美浦らしい実践的指導力の向上を促す。	計画11	計画11	計画11		・プログラミング教育について教職員の研修の実施 ・学力向上推進協議会、若手教員の授業研究等	
1-3-12			学校評価の仕方を小中学校に統一した評価項目を設けるなどして改良を加え有効に活用し学校教育の質の向上に資する。	計画12	計画12	計画12		共通の評価項目の設定	
1-3-13				計画13	中学校に社会人復学制度を導入する	計画13	削除	小中学校を地域住民が訪れ、より広く学校を知ってもらい交流を深め、大人と子ども双方の社会力の向上を図る。	国レベルでは、高等教育の部分では社会人の受け入れが進んでいる。また、通信制で高等学校履修を学ぶ。そのような中で、本校の中学校が社会人を受け入れることは、親御層では想定していない。
1-3-14				計画14	小学校にTTT(Three-persons Team Teaching)制度を導入する	計画14	計画14		・村少人数TT 教育支援員(道徳指導教員) ・スクールサポーター制度の活用
							広く英語教育のサポーターとなる方をお願いする。	計画14-2 未就学児並びに小中学生の英語教育を推進する。	
2-4-15	教育目標2 乳幼児から高齢者までの社会力を育てることで村づくりに必要な人的資源の向上を図る	教育施策4 村民に社会力を高めることの意義を理解してもらう	計画15 「社会力読本」なる小冊子を作成し全戸に配布する。	計画15	削除	計画15	社会力を高める取組を推進する。	村の財政状況を鑑み「社会力読本」は作成を取りやめる。	
2-4-16			計画16 社会力に関するゼミナールや講座を開催する。	計画16	計画16	計画16		美浦ゼミナールの中に、門脇先生の社会力に関する講座を開催した。	
2-5-17		教育施策5 子どもと大人が交流し協働できる場や機会を増やす。	毎年、1回農ヶ浦を一周するウォーキング大会を開き大人と子どもたちが協働して運営に参加する。	計画17	毎年農ヶ浦を活用したウォーキング大会を開き子どもと大人との交流を深める	計画17	見直し案のとおり	・完全実施には沿岸自治体との連携が必要である。当面は、農ヶ浦湖周ウォーキングで代替する。平成31年度より近隣自治体へ周知し参加者を募る。	
					村内ウォーキングコースの作成。コースにサインを示す。ポイント間の距離などわかりやすいマップを作成する。	計画17-2	村内にウォーキングコースを設置する。	※追加 コースにサインを示し、ポイント間の距離などわかりやすいマップを作成する。	

2-5-18			様々な「おそとを楽しむ会」を立ち上げ、 計画18 大人と子どもが一緒になって村内の 様々な場所で屋外活動を楽しむ。	計画18 美浦村を楽しむ活動を充実させ、子ども と大人とが交流する機会を増やす	計画18 見直し案のとおり	「美浦を楽しむ会」を立ち上げることは新しいが、夏ヶ浦湖畔ウォーキングの中で親子参加を増やし、夏ヶ浦の興しさを再認識する。
						安中小の縄文太鼓クラブ、ゴルフ同好会の活動(地域の住民や、事業所との交流)
2-6-19		教育施策6 村民が授業やクラブ活動を支援する 機会を増やす。	美浦版の学校支援本部(SS本部)を組 織し、学校支援と地域支援を本格化す る。	計画19 人材バンクへの登録を促進したりボラン ティア活動への参加意欲を高めたりする	計画19 村民や村内企業等が講師となり、希望 する団体への学習機会を提供する「まち づくり出前講座」への講師登録及び「地 域未来塾」や「訪問型家庭教育支援専 業」といった地域の人材を活用した事業 への参加を促進する。	子育て支援センターにおける夏祭り、運動会等のイベントで、ファミリー サポーターや親子向けボランティア団体等との共同活動を行っている。 児童館における幼児クラブでは、2歳児親子を対象に様々な遊びや季節 の行事を行っている。 継続化しての事業実施はできていないが、行事への参加や講師等として 地域の方々に支援いただいている。また、サマースクールで、村内事 業所による体験授業が行われている。
					計画19-2 主体的な家庭教育が困難な家庭に対 し、訪問型支援等の幅広い支援を行う 家庭教育支援体制を構築し、家庭や子 どもを地域で支える取組を推進する	
2-6-20			SS本部に集結する村民が夜間授業や 土曜授業や夏季講習などを自主的に開 設し運営する。	計画20 サマースクールや地域未来塾に村民の 能力を活用する	計画20 見直し案のとおり	地域未来塾として、中学生を対象に教員OBや監修師等地域住民の協 力による学習塾を開講
3-7-21	教育目標3 地域住民の自主的な貢献・協働意 識を高めることで学校教育と社会教 育の質を高め充実する	教育施策7 村民に地域主権の時代であるという認 識を共有してもらう	地方自治や地域主権についての認識を 計画21 深めることに役立つ小冊子を作成し配布 する。	計画21	計画21	ボランティア組織の活動をとおして認識を深めてもらい、その活動への 参加募集や実施事業を紹介することにより周知を図る
3-7-22			「社会力日本一」の村を実現し、住民の 計画22 社会力で村づくりを進める村であることを を村の内外に広報しアピールする。	計画22	計画22	教育振興基本計画に沿った施策を引き続き実施する。
3-6-23		教育施策8 「村民自主活動センター」を立ち上げ、 SS本部の活動を本格化する	計画23 「村民自主活動センター(自活セン ター)」(仮)を立ち上げる	計画23 削除	計画23 教育施策8の考え方を継続していきたい ため、削除しない。	村民の心豊かな生活を目指し、高度化・多様化する学習ニーズに対応し た事業を展開する公民館、ふれあいプラザをさらに活用する。
						ファミリーサポート事業協力がボランティア活動や子どもとの関わり方 についての講習会を実施する等の活動をしている
						保育サポーターが保育所において、食事やトイレの介助等保育士の補 助を行い、また、遊び相手、話し相手となる等、子どもたちの心の安定に 大きな役割を果たしてきている。
3-6-24			自活センターに、教育委員会の別室を 計画24 置くほか、子育て支援、学校支援、青少年 支援、高齢者支援などに関わる団体 の本部を集結する。	計画24 村社会福祉協議会のボランティアセン ターを村のボランティア活動の中枢とし ての「村民自主活動センター」を立ち上 げる	計画24 村社会福祉協議会のボランティアセン ターと連携しながら、「美浦村地域で支 える家庭の教育力向上事業推進協議会」 等の組織を中心として、さまざまな活動 を協力して行う。	村社会福祉協議会がボランティアセンターを設け、ボランティア活動をし たい人と頼みたい人の連絡調整をし、ボランティアの活動支援、情報提 供、依頼、相談等を行う。
3-6-25			様々なボランティア活動を連携させ活 計画25 性化させるために「地域コーディネーター」な いし「社会力コーディネーター」(仮)を必 要な人数配置する。	計画25 様々なボランティア活動を連携させ活 性化させるためにボランティアセンターに「地 域コーディネーター」を配置し、「村民自 主活動センター」などで連絡調整にあた る	計画25 見直し案のとおり	村社会福祉協議会の非常勤職員が、ボランティアセンターで各種調整、 イベントの支援等を行っている。
3-6-26			ボランティア活動に関わる村民が関連情 計画26 報を共有できるニュースレターを定期的 に発行する。	計画26 村民のボランティア活動を活性化す るための様々な情報発信を行う	計画26 見直し案のとおり	村社会福祉協議会が発行している社協だよりに掲載されている

3-9-27		教育施策9 地域の住民が学校教育を積極的に支援できるようにする	計画27 運動系のクラブのみならず、社会系人文系のクラブ活動を支援する。	計画27 運動部はもとより文化部の部活動を支援する	計画27 見直し案のとおり	部活動外部指導者の活用
			村の有能な人材の能力を活かし、総合的な学習の時間や英語や数学など教科の授業を支援する。	計画28	計画28	・年数回の各校でのゲストティーチャーとしての村民の招聘 ・木原小の起業体験学習での村内各団体との連携(商工会、食生活改善委員会等) ・安中小での学校人材バンクの作成・活用
3-9-28				計画29-2	計画29-2 児童生徒を対象に地域住民等の協力による学習支援を実施する。	村社会福祉協議会が、ボランティア育成の一環として、ボランティアが連携して取り組む、子ども応援プロジェクト「みほちゃん広場」を実施している。夏休み中の子どもの学習、生活(食事・遊び)の場を提供している。
4-10-29	教育目標4 奥瀬川の自然や歴史文化遺産や農業を活かすことで児童生徒及び村民の地域への愛着と誇りを高める	教育施策10 農業の重要性について認識を深める教育を行う	計画29 小学校や中学校での出前講座を増やし、奥瀬川における農業の重要性について認識する機会を作る。	計画29	計画29	文化財への理解を深めてもらうための事業として、安中小学校の古代米作りに協力している。 さつまいもの収穫や、棚の栽培について地域の農家の方が、作業を手伝いながら指導してくれている。
4-10-30			計画30 小中学校の総合的な学習の時間に農作業を体験する時間を取り入れ増やす。	計画30	計画30	各小学校で稲や野菜の栽培を行っている
4-11-31	教育施策11 奥瀬川の史跡や特産品について知る機会を増やし奥瀬川への関心と愛着を高める		計画31 副読本「わたしたちのみほ」を全面改訂し、小学生だけでなく、中学生や成人の学習に役立てる。	計画31	計画31	平成30年度、小学校社会科副読本「わたしたちのみほ」作成委員会を開催し、作成を進める。
4-11-32			計画32 観ヶ浦の水辺に多くある史跡を訪ねながら、観ヶ浦にまつわる昔の物語を学ぶ。	計画32	計画32	・ジュニア・アカデミーで大山海岸航空隊跡地の見学、郷土遊検を実施する。 ・わくわく奥瀬川子で、観ヶ浦の遺業体験を実施
						・木原小、大谷小が随平見塚見学を実施
4-11-33			計画33 随平見塚から掘り出された様々な遺物を活用した学習や随平見塚公園での縄文生活体験などを行う。	計画33	計画33	定例の体験事業や住民参加の発掘調査、堅穴住居復元プロジェクト等、継続的に実施中。ただし、今後の随平見塚の調査計画が課題。
4-11-34			計画34 木原城址を活用した大人との交流や城址から遠望できる観ヶ浦を見渡すなどして木原城や観ヶ浦に関心を高め木原城にまつわる故事などを学ぶ。	計画34	計画34	・昨今の城ブームに対応し、木原城址のパンフレットを作成済み。今後は永徳寺の近藤氏再建の保存にあわせ、展示や講座等を通して木原城址や奥瀬川の中心にスポットを当てる。
4-11-35			計画35 史跡のみならず、光と風の丘公園やトレーニングセンターの施設などの施設めぐりをし、奥瀬川についての知識を増やし、奥瀬川への愛着と誇りを高める	計画35	計画35	・各小学校第3学年で町探検学習を実施 ・各小学校第1学年で公園探検を実施
5-12-36	教育目標5 食を語り、教育実践の向上のための基礎的条件を整える	教育施策12 学校給食センターや村立図書館の新築などさらなる施設の実現を検討する	計画36 学校給食センター新設の可能性を含めた給食提供の合理化と質的向上を図る。	計画36	計画36	大谷小学校給食室のドライ化を優先して進める予定
5-12-37			計画37 中央公民館や光と風の公園など老朽化が進んでいる社会教育施設の改修と保全を進める。	計画37 中央公民館や光と風の丘公園など社会教育施設の改修と保全を進める	計画37 見直し案のとおり	H28年度策定の「公共施設等総合管理計画」を根拠に社会教育施設の改修と保全に努める。
5-12-38			計画38 村立図書館の新設について検討を開始し、早期の実現を目指す。	計画38 中央公民館の図書室を中核に、学校やみほふれあふれプラザ等が結びつき、村民に図書をはじめとする図書館機能を提供する	計画38 見直し案のとおり	奥瀬川公共施設等総合管理計画により、施設の長寿命化や管理費抑制に努めていくことであり「新設」は困難と考えている。
5-12-39	教育施策13 高校通学の便の改善や通学路の安全確保及び30人学級の実現など通学環境や教育条件の向上を目指す		計画39 高校選択の幅を広げ、通学の便をよくするために、常磐線の最寄り駅の一つである「ひたち野ししく」駅までのシャトルバスを運行する。	計画39 削除	計画39 高校への通学の利便性を向上させるための検討を行う。	民間の事業者により、龍ヶ崎方面の高等学校への通学のためのバスが運行されており、公共交通機関の運行は難しいか。

5-13-40			通学の安全をチェックし危険箇所の改善を進めると同時に保護者等の協力を得て子どもたちの安全を確保。	計画40	計画40	-学校とPTA等との合同安全点検結果を基にした関連組織との安全点検・対策協議の実施 -スクールガードリーダーの配置 -老人会等ボランティアによる昼下校の見守り
5-13-41			計画41 3つの小学校のすべてのクラスの人数を30人以下にする。	計画41	計画41	学校規模の適正化について検討を始める予定
				美浦村立小学校あり方検討委員会の記述を入れた方が良いのでは。	計画41-2	美浦村立小学校の今後のあり方について検討する。
6-14-0	教育目標6 村行政、教育委員会及び村民があげて、幼稚園と学校の連携及び教員の教育活動を支援する	教育目標1から教育目標5の実現に向けて掲げたすべての計画をできるだけ速やかに実行する 教育施策14	-	-	-	

議案第7号

美浦村社会教育指導員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村社会教育指導員の委嘱について

美浦村社会教育指導員規則（昭和57年教委規則第3号）第2条の規定に基づき、美浦村社会教育指導員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

人事に関する案件のため非公開

議案第 8 号

美浦村立児童館管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立児童館管理規則の一部を改正する規則

美浦村立児童館管理規則（平成 1 8 年美浦村規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「午前 9 時 3 0 分」を「午後 1 時」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 2 週を除く」を削る。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議案第8号美浦村立児童館管理規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（開館時間及び閉館時間）</p> <p>第3条 児童館の開館及び閉館の時間は次のとおりとする。</p> <p>（1）開館時間 <u>午前9時30分</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 児童館の休館日は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）日曜日及び<u>第2週を除く土曜日</u>（ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（開館時間及び閉館時間）</p> <p>第3条 児童館の開館及び閉館の時間は次のとおりとする。</p> <p>（1）開館時間 <u>午後1時</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 児童館の休館日は、次の各号のとおりとする。</p> <p>（1）日曜日及び_____土曜日（ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2 （略）</p>

○美浦村立児童館管理規則

平成18年2月13日

規則第7号

改正 平成20年3月28日規則第16号

平成25年3月21日規則第12号

美浦村立児童館管理規則(昭和62年美浦村規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年美浦村条例第14号。以下「条例」という。)に基づき設置された美浦村立児童館(以下「児童館」という。)の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(職員の職務)

第2条 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、館長の命を受けて事務を処理する。

(開館時間及び閉館時間)

第3条 児童館の開館及び閉館の時間は次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時30分

(2) 閉館時間 午後4時30分

2 村長が特に必要と認めるときは、前項に規定する開館及び閉館の時間を臨時に定めることができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び第2週を除く土曜日(ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日及び8月13日から8月15日までの日(前各号に掲げる日を除く。)

2 村長が特別の事由があると認めるときは、前項に規定する休館日のほか臨時に休館日を設けることができる。

(専用利用の承認)

第5条 児童館の施設を団体で専用して利用しようとする者は、児童館利用申請書(様式第1号)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めるときは、児童館利用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(損害賠償の義務)

第6条 児童館の施設若しくは設備の利用者が、故意又は過失により、当該施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると村長又は指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(指示)

第7条 児童館の利用者は、館長並びに職員の指示に従わなければならない。

(館長への事務委任)

第8条 村長又は指定管理者は、条例第7条に規定する事務を館長に委任することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条第1項関係)

児童館利用申請書

年 月 日

美浦村立 児童館長 殿

申請者

住 所

氏 名 

電話番号

次のとおり 児童館を利用したいので申請します。

利 用 団 体 名	
代 表 者 名	
利 用 目 的	
利 用 期 間	自 年 月 日()午前・午後 時 から 至 年 月 日()午前・午後 時 まで
利 用 人 数	
利 用 する 施 設 及 び 設 備 等	
そ の 他 特 記 事 項	

館 長	受 付	処理年月日
		年 月 日

様式第2号(第5条第2項関係)

第 号

児童館利用許可書

年 月 日

殿

美浦村立 児童館長



年 月 日付けで申請のあった 児童館の利用については次のとおり許可します。

利用団体名	
代表者名	
利用目的	
利用期間	自 年 月 日()午前・午後 時から 至 年 月 日()午前・午後 時まで
利用人数	
利用する施設及び設備等	
許可の条件	

議案第9号

美浦村放課後児童クラブ実施規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月26日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村放課後児童クラブ実施規則の一部を改正する規則

美浦村放課後児童クラブ実施規則（平成18年美浦村規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6時15分」を「6時45分」に改め、同項2号を削り、同項第3号中「8時」を「7時30分」に、「6時15分」を「6時45分」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条第1項第1号中「第2週を除く」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案 9 号美浦村放課後児童クラブ実施規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(実施時間)</p> <p>第2条 クラブの実施時間は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 通常の場合は放課後から午後<u>6時15分</u>までとする。</p> <p><u>(2) 児童館土曜開館事業を実施する土曜日は午前9時30分から午後4時30分までとする。</u></p> <p><u>(3) 春・夏・冬休み等の学校休校日においては午前8時__から午後6時15分までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休会日)</p> <p>第3条 クラブの休会日は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び<u>第2週を除く土曜日</u>(ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実施時間)</p> <p>第2条 クラブの実施時間は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 通常の場合は放課後から午後<u>6時45分</u>までとする。</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>(2) 春・夏・冬休み等の学校休校日においては午前7時30分から午後6時45分までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休会日)</p> <p>第3条 クラブの休会日は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び_____土曜日(ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○美浦村放課後児童クラブ実施規則

平成18年2月13日

規則第8号

改正 平成20年3月28日規則第15号

平成22年8月23日規則第13号

平成25年3月21日規則第10号

平成26年1月29日規則第1号

平成27年3月31日規則第4号

平成28年3月22日規則第4号

平成28年3月23日教委規則第9号

美浦村児童クラブ事業実施規則(平成14年美浦村規則第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村放課後児童健全育成事業実施条例(平成18年美浦村条例第15号。以下「条例」という。)の規定に基づき設置する美浦村放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(実施時間)

第2条 クラブの実施時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通常の場合は放課後から午後6時15分までとする。
- (2) 児童館土曜開館事業を実施する土曜日は午前9時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 春・夏・冬休み等の学校休校日においては午前8時から午後6時15分までとする。

2 村長が特に必要と認めたときは、前項に規定する実施時間を臨時に定めることができる。

(休会日)

第3条 クラブの休会日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び第2週を除く土曜日(ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日及び8月13日から8月15日までの日(前各号に掲げる日を除く。)

2 村長が特別の事由があると認めるときは、前項に規定する休会日のほか臨時に休会日

を設けることができる。

(定員)

第4条 クラブの定員は、原則として1クラブにつき10人以上とする。

(入会の申込)

第5条 クラブに入会を希望する児童の保護者は、あらかじめ美浦村放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項における必要な書類とは、条例第4条に規定する対象児童の保護者が、放課後家庭において健全な育成をすることができないことの証明書であり、次の各号のいずれかとする。

- (1) 就労証明書(様式第2号)
- (2) 採用証明書(様式第3号)
- (3) 自営業内容申告書(様式第4号)
- (4) 農業証明書(様式第5号)
- (5) 申立書(様式第6号)

(入会の決定等)

第6条 村長は、前条の規定による申込みがあったときは、入会の可否について審査し、美浦村放課後児童クラブ入会許可書(様式第7号)又は美浦村放課後児童クラブ入会不許可通知書(様式第8号)により、保護者に通知するものとする。

(入会の期間)

第7条 入会の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、途中入会のときは、入会許可日から翌年の3月31日までとする。

(入会の取消し)

第8条 村長は、児童又は当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、入会を取消することができる。

- (1) 条例第4条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請により入会したとき。
- (3) 児童の行動面、健康面で不相当と認められたとき。
- (4) その他、クラブにおける集団生活が不相当と認められたとき。

2 村長は、前項の規定により入会取消しの決定をしたときは、美浦村放課後児童クラブ入会取消通知書(様式第9号)により保護者に通知しなければならない。

(退会の手続き)

第9条 クラブを退会する児童の保護者は、美浦村放課後児童クラブ退会届(様式第10号)を、村長に提出するものとする。

(放課後児童支援員の配置)

第10条 村長又は指定管理者は、クラブの実施に当たり遊びを主として放課後児童の健全育成をはかる放課後児童支援員(以下「児童支援員」という。)を各クラブに2人以上配置しなければならない。ただし、その1人を除き、補助員(支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。

(児童支援員の要件)

第11条 児童支援員の選任に当たっては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条に規定する要件を満たす者でなければならない。

(送迎措置)

第12条 村長又は指定管理者は、小学校区外に位置するクラブに在籍する児童が、放課後に当該クラブ以外のクラブを利用するときは、送迎措置を講ずるものとする。

(クラブの臨時利用)

第13条 クラブに入会をしていない児童が、保護者の事情等により、臨時的に条例第4条に規定する対象の条件を満たすときは、その一定期間のみクラブを利用することができる。

2 当該児童の保護者は、事前に美浦村放課後児童クラブ臨時利用申請書(様式第11号)を提出し、館長の許可を得なければならない。

3 館長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めたときは、美浦村放課後児童クラブ臨時利用許可書(様式第12号)を当該申請者に交付するものとする。

4 当該児童の保護者は、別に定める利用料金を村長又は指定管理者に納付しなければならない。

(館長への事務委任)

第14条 村長は次の各号の事務について、館長に委任することができる。

- (1) 条例第5条の規定による利用の制限に関すること。
- (2) 第5条に規定する入会申請の受理等に関すること。
- (3) 第9条に規定する退会届の受理に関すること。
- (4) 第12条に規定する送迎措置に関すること。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第13号)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年度入会申請者については平成26年2月1日から適用する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の美浦村情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の美浦村個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の美浦村財務規則、第5条の規定による改正前の美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の美浦村国民健康保険税条例施行規則、第7条の規定による改正前の美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則、第8条の規定による改正前の美浦村家庭的保育事業等の認可等に関する規則、第9条の規定による改正前の美浦村保育の実施等に関する規則、第10条の規定による改正前の美浦村放課後児童クラブ実施規則、第11条の規定

による改正前の美浦村児童手当事務取扱規則，第12条の規定による改正前の美浦村児童福祉法施行規則，第13条の規定による改正前の美浦村老人福祉法施行細則，第14条の規定による改正前の美浦村障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則，第15条の規定による改正前の美浦村指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則，第16条の規定による改正前の美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則，第17条の規定による改正前の美浦村国民健康保険条例施行規則，第18条の規定による改正前の美浦村介護保険条例施行規則，第19条の規定による改正前の美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則，第20条の規定による改正前の美浦村老人医療事務取扱細則，第21条の規定による改正前の美浦村企業誘致条例施行規則，第22条の規定による改正前の美浦村定住促進条例施行規則及び第23条の規定による改正前の美浦村下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則(平成28年教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は，行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては，なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際，第1条の規定による改正前の第11条の規定による改正前の美浦村放課後児童クラブ実施規則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

美浦村放課後児童クラブ入会申請書

美浦村長 殿 平成 年 月 日

フリガナ 児童氏名				男・女	児童クラブ名		
生年月日	平成 年 月 日生 (歳)			学校名	美浦村立 小学校 年 組		
現住所	美浦村大字			電話番号			
同居家族氏名	続柄	年齢	勤務先名称・学校名(在学年)	勤務先電話番号	勤務時間	勤務曜日	
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
お迎え 予定時間	月	火	水	木	金	備考	
入会の理由							
児童について	良いところ			直したいところ			
その他の特記事項 (アレルギー・健康 状態等について)	食物アレルギーの有無(有・無) その他のアレルギーの有無(有・無) ※有の場合は具体的に					傷害保険(任意) 加入する・加入しない	
緊急連絡先 (必ず誰かと連絡が取れるように 連絡先を優先順に記入して下さい)	1.	2.	3.	4.			

上記のとおり、児童クラブへの入会を申請します。

児童クラブの入会審査や児童の健康状態等の確認のため、
必要事項について関係機関に照会することに同意します。【はい・いいえ】

フリガナ
保護者氏名 _____ ㊟

※ 取得した情報については、入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

様式第2号(第5条第2項関係)

就 労 証 明 書

就 労 者 氏 名							
勤 務 先 住 所							
勤 務 先 電 話 番 号				職 種			
就 労 曜 日 及 勤 労 時 間 (就労曜日に○をつけて下さい)	月	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	火	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	水	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	木	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	金	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	土	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	日	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	備 考(交替勤務・変則勤務等の場合はその内容を詳細に)						
就 労 年 月 日	年 月 日						

上記のとおり雇用していることを証明致します。

年 月 日

証 明 者

事業所所在地

事業所名

事業主名

電話番号

印

美浦村長 殿

(事業所の方へ)

この証明書は、放課後児童クラブの入会申し込みに必要な書類ですので、事業所の方が記載し、事業所代表者の印を押印して下さいをお願いします。

様式第3号(第5条第2項関係)

採 用 証 明 書

採 用 者 氏 名							
勤 務 先 住 所							
勤 務 先 電 話 番 号				職 種			
就 労 曜 日 及 勤 労 時 間 (就労曜日に○をつけて下さい)	月	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	火	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	水	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	木	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	金	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	土	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	日	時 分～	時 分まで	1日	時間		
	備 考(交替勤務・変則勤務等の場合はその内容を詳細に)						
就 労 予 定 年 月 日	年 月 日						

上記の者を当事業所に採用することを証明致します。

年 月 日

証 明 者

事業所所在地

事業所名

事業主名

電話番号

印

美浦村長 殿

(事業所の方へ)

この証明書は、放課後児童クラブの入会申し込みに必要な書類ですので、事業所の方が記載し、事業所代表者の印を押印して下さいをお願いします。

様式第4号(第5条第2項関係)

自 営 業 内 容 申 告 書

事 業 所 名				
業 種				
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日			
勤 務 時 間	時 分から 時 分まで			
休 業 日 (○をつけてください)	月 火 水 木 金 土 日 備 考()			
就 労 家 族 氏 名	続 柄	勤 務 時 間	勤 務 曜 日	仕 事 の 内 容

※ 勤務時間・勤務曜日・仕事の内容を詳しく記入して下さい。

年 月 日

申 告 者
事 業 所 所 在 地
事 業 所 名
事 業 主 名
電 話 番 号

印

美浦村長 殿

様式第5号(第5条第2項関係)

農 業 証 明 書

就 労 者	住 所	美浦村			
	氏 名				
経営面積	田 a	畑 a	計 a	備考	
	作物名(複数の場合は全て記入)	仕 事 時 間		就 労 曜 日	仕事の日数
4月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
5月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
6月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
7月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
8月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
9月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
10月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
11月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
12月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
1月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
2月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間
3月		時～ 時まで1日平均 時間		月火水木金土日	1ヶ月 日間

※ 経営面積を記入して下さい。

※ 作物名・仕事時間・仕事の日数を詳しく記入して下さい。就労曜日は○で囲んで下さい。

上記の者は、農業に従事していることを証明致します。

年 月 日

民生委員氏名

印

美浦村長 殿

様式第6号(第5条第2項関係)

申 立 書

住 所	美浦村
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登録を希望する理由	

上記の理由により申告致します。

年 月 日

世帯主氏名 印

美浦村長 殿

様式第7号(第6条関係)

<p>第 号</p> <p>美浦村放課後児童クラブ入会許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>美浦村長 ㊟</p> <p>月 日付で申請のあった美浦村児童クラブへの入会について次のとおり許可します。</p>	
入会する児童の氏名	
入会する児童クラブの名称及び所在地	
入 会 期 間	年 月 日から 年 月 日
<p>備 考</p> <p>1 入会申請書の記載事項に変更が生じたときには、速やかにその旨を届け出て下さい。</p> <p>2 入会基準に該当しなくなったときには、入会の許可を取消します。</p>	

様式第8号(第6条関係)

<p>第 号</p> <p>美浦村放課後児童クラブ入会不許可通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">美浦村長 ㊟</p> <p>月 日付で申請のあった美浦村児童クラブへの入会については、下記の理由により入会できませんので通知します。</p>	
児 童 の 氏 名	
児 童 ク ラ ブ の 名 称 及 び 所 在 地	
不 許 可 決 定 日	年 月 日付
不 許 可 の 理 由	
<p>備考 本決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浦村長に対して審査請求をすることができます。</p>	

様式第9号(第8条第2項関係)

<p>第 号</p> <p>美浦村放課後児童クラブ入会取消通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>美浦村長 ㊟</p> <p>美浦村児童クラブの入会取消を下記のとおり決定したので通知します。</p>	
児 童 の 氏 名	
児 童 ク ラ ブ の 名 称 及 び 所 在 地	
入 会 取 消 日	年 月 日付
取 消 の 理 由	
<p>備考 本決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浦村長に対して審査請求をすることができます。</p>	

様式第10号(第9条関係)

美浦村放課後児童クラブ退会届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 美浦村長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">保護者 住所 美浦村 氏 名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">㊟</div> 美浦村放課後児童クラブを下記により退会するので届けます。	
退会する児童の氏名	
退会する児童クラブの名称及び所在地	
退 会 日	年 月 日付
退 会 理 由	

館 長	受 付	処理年月日
		年 月 日

美浦村放課後児童クラブ臨時利用申請書

児童館長 殿

平成 年 月 日

フリガナ 児童氏名				男・女	児童クラブ名		
生年月日	平成 年 月 日生 (歳)			学校名	美浦村立 小学校 年 組		
現住所	美浦村大字			電話番号			
同居家族氏名	続柄	年齢	勤務先名称・学校名 (在学年)	勤務先電話番号	勤務時間	勤務曜日	
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
利用日				利用時間			
利用の理由 (不在であること理由)							
その他の特記事項 (アレルギー・健康状態等について)	食物アレルギーの有無 (有・無)		その他のアレルギーの有無 (有・無)		※有の場合は具体的に		
緊急連絡先 (必ず誰かと連絡が取れるように 連絡先を優先順に記載して下さい)	1.	2.	3.	4.			
その他特記事項							

上記のとおり、児童クラブの臨時利用を申請します。

児童クラブ臨時利用の審査や児童の健康状態等の確認のため、
必要事項について関係機関に照会することに同意します。【はい・いいえ】

フリガナ
保護者氏名

Ⓜ

※ 取得した情報については、入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

様式第12号(第13条第3項関係)

<p>第 号</p> <p>美浦村放課後児童クラブ臨時利用許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>児童館長 ㊟</p> <p>月 日付で申請のあった美浦村放課後児童クラブの臨時利用について、次のとおり許可します。</p>	
臨時利用する児童の氏名	
臨時利用する児童クラブの名称	
利 用 日	自 年 月 日()から 至 年 月 日()まで
利 用 時 間	時 分から 時 分
許 可 の 条 件	

報告第1号

美浦村適応指導教室指導員の任命について

上記について下記のとおり報告する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

平成31年度美浦村適応指導教室指導員の任命について

美浦村適応指導教室設置要綱（平成16年4月1日施行）第7条に基づき、美浦村適応指導教室指導員を下記のとおり任命する。

人事に関する案件のため非公開

報告第 2 号

美浦村立小学校あり方検討委員会第 4 回開催結果について

上記について別紙のとおり報告する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

平成31年3月26日

美浦村立小学校あり方検討委員会開催結果について

標記の件につきまして、第4回検討委員会を開催いたしました。
当委員会での検討結果は以下のとおりです（会議資料は別添のとおり）。

【第4回美浦村立小学校あり方検討委員会開催結果】

日時 平成31年3月20日（水）19時～21時

場所 役場3階・大会議室

出席者 29名

検討結果

（1）美浦村における小学校の適正規模について

適正規模に関する第3回検討委員会の要旨と適正規模に関する検討委員会の方針
について、事務局から説明したところで、下記のような意見があり、検討委員会として適正配
置についての意見をまとめるには至らなかった。

<意見>

委) 市町村が学校経費の合理化、教育予算の削減を目的として統廃合を進めるのであれば賛成できな
い。結論ありきで物事を進め、保護者や児童、地域に事後報告とならないように、保護者や児童、
地域の声をしっかりとくみあげた上で議論を行い最善な方向へと進めていくべき。

事) 子どもたちに一番良い環境を作っていくことを目的としてあり方を検討しています。保護者への
説明については、4月の各学校PTA総会の時に行うことを予定しています。

委) 説明会のときは、資料を事前に配布し、質問を寄せてもらう形にしてほしい。

委) 世代間の意見の違いがあるので、自由な意見交換のため、保護者と地域の人とは分けて説明会を
開催した方がよい。

報告第3号

平成29年度点検・評価報告書について

上記について別紙のとおり報告する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

別紙「平成29年度点検・評価報告書」は

ホーム→行政情報→美浦村役場のご案内→教育委員会→教育委員会 点検・評価報告書

URL : <http://www.vill.miho.lg.jp/page/page001025.html>

をご覧ください。

美浦村 Miho Village

背景色 白 黒 黄 青 文字サイズ 標準 拡大 翻訳 MULTILINGUAL

お探しの情報はこちらから

くらし・環境 子育て・教育 福祉・健康 観光・イベント 産業・仕事 行政情報

ホーム 行政情報 美浦村役場のご案内 教育委員会 教育委員会 点検・評価報告書

ツイート いいね! 0 LINEで送る

教育委員会 点検・評価報告書

点検・評価報告書は、下記ファイルをダウンロードしてご覧ください。

関連書類ダウンロード

- H28美浦村教育委員会 点検・評価報告書 PDF形式/1.71MB
- H27美浦村教育委員会 点検・評価報告書 PDF形式/2.74MB
- H26美浦村教育委員会 点検・評価報告書 PDF形式/1.04MB
- H25美浦村教育委員会 点検・評価報告書 PDF形式/1.44MB

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。
お持ちでない方は、左のボタンをクリックしてAdobe Readerをダウンロード(無料)してください。

お問い合わせ

このページに関するお問い合わせは学校教育課です。
本庁舎2階 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515
電話番号：029-885-0340 (代) ファックス番号：029-885-4953

お問い合わせフォーム >

報告第4号

平成31年度美浦村一般会計予算について

上記について別紙のとおり報告する。

平成31年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

別紙「平成31年度美浦村一般会計予算について」は

ホーム→行政情報→村の財政→予算→平成31年度予算→当初予算（平成31年度）URL：

<https://www.vill.miho.lg.jp/page/page006941.html>

をご覧ください。

The screenshot shows the website for Miho Village (美浦村). The header includes the village logo and name, along with utility buttons for color (白, 黒, 黄, 青), font size (標準, 拡大), and a search bar. A navigation menu contains categories like '暮らし・環境', '子育て・教育', '福祉・健康', '観光・イベント', '産業・仕事', and '行政情報'. The breadcrumb trail is 'ホーム > 行政情報 > 村の財政 > 予算 > 平成31年度予算'. The main content area is titled '平成31年度予算' and features a dark blue button for '当初予算 (平成31年度)'. Below this is a link to '当初予算 (平成31年度) (2019年3月26日掲載)'. Social media sharing options for Twitter, Facebook, and LINE are visible. At the bottom, there are 'Back' and 'Top' buttons, and a footer with '印刷する', '【アクセス数】 73 | 【最終更新日】 2019年3月26日'.